

～特定商取引法が改正～ 送り付けられた商品、本当に処分していいの？

事例

自宅に突然、注文した覚えのない健康食品が送られてきた。受け取ってしまった商品はどうしたらよいか。また、請求書が入っていたが、支払いをしなければならないのか。

相談員からのアドバイス

まずは、どこから届いたものなのか、本当に注文をしていない商品なのか、処分したり、お金を支払ったりする前に確認しましょう。悪質な送り付け商法であることが確認できる場合は、すぐに処分することができます。

不審に思うことや、トラブルがあったときは、相談窓口へお問い合わせください。

遠賀町消費生活相談窓口(駅前サービスセンター)
なくそなやみ
☎ 093-293-7783 FAX093-293-8234
受付：9:00～12:00 13:00～16:30
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く

さらにアドバイス

「お試し品を注文した商品が定期購入になっていた」

「家族からの贈り物だった」

「誤配送だった」なんてことも…

特定商取引法の改正により、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分できるようになり、開封や処分をしても金銭を支払う必要はありません。

しかし、解約可能な定期購入の商品だったり、返礼品やプレゼントだったりする場合もあります。判断が難しい時は、早めに消費生活相談窓口に相談しましょう。

消費者ホットライン

☎ 188 (局番無し)

受付：10:00～16:00

※年末年始は除く



人権・男女共同参画・国際交流に関する情報を発信します



◆問い合わせ 協働人権係

乗り越えよう、育児休業の「壁」

「育休を取りたいけど、職場のことを考えると出しつらい…」日本社会では制度はあっても、実際に男性が育児休暇を取得することは、心理的なハードルが高いと感じる人がまだまだ多いのではないでしょうか。

今後、男性が育児休業を取りやすい風土を作るため、取得の意志を労働者に確認することが、企業に義務づけられます。皆さんの職場でも、育児休業取得が実現できるよう、サポート体制を整え応援ていきましょう。

【育児・介護休業法がこう変わる！】

- ・令和4年4月～
育休の周知・意志確認を義務化
- ・令和4年10月頃～
生後8週までに最大4週の産休を父親が取れる制度を新設
- ・令和5年4月～
従業員1千人超の企業に育休取得率公表を義務化

【男性職員 子育て奮闘記】

きっかけは妻からの「育休どうする？」の一言でした。自分の業務を周りの人にお願いして育児休業を取得することに葛藤がありました。出産直後に妻1人で2人の子どもを育てる大変さを考え、取得することを決めました。職場の男性の先輩方が、過去に制度を利用していたことも決断の支えになりました。

育休中は子どもとの時間が増え、一層愛情も深くなりました。子育てと家事の大変さを痛感し、妻には今まで以上に感謝の気持ちを抱いています。

子どもが成長する中で一度しかできない時間に向き合うことができ、育休取得できた環境に感謝しています。



行正 翔哉さん
遠賀町役場 入庁9年目。
第2子出生後、約1ヶ月間育休取得。

宝くじ公式サイトでも宝くじを購入できます!!

特典1 たまる!つかえる!宝くじポイント

宝くじの購入で100円につき1ポイントの
宝くじポイントが獲得できる!

宝くじ公式サイトや宝くじ売り場で
1ポイント1円としてつかえる!

特典2 購入～受取までネットで完結!

24時間いつでも宝くじの購入可能!
抽せん結果も宝くじ公式サイトで確認!

当せん金は、登録した受取口座に
自動でお振り込みするので、
とっても便利!

特典3 宝くじ会員限定の キャンペーンに 参加できる!

他にもお得な特典や
便利なサービスいろいろ!
今すぐ会員登録!



本件に関するお問い合わせ先

宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

受付時間 10:30～18:30 (土・日・祝日、年末年始を除く) ※電話番号を十分ご確認の上、おかげ間違いのないようお願いいたします。

